

特別事情具申について

1 次の各項目に該当する志願者は、願書提出前に手続きが必要です。

- (1) 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となる場合
(具体的な例等の詳細は38ページをご覧ください。)
- (2) 保護者の住所を入学日までに、京都府内に変更する場合
(具体的な例等の詳細は39ページをご覧ください。)
- (3) 南陽高等学校附属中学校、園部高等学校附属中学校又は福知山高等学校附属中学校を志願する方で、京都市内に在住して京都府内の京都市以外に住所を変更する場合

2 手続き期間

令和元年11月22日(金)～29日(金)

(日曜日、土曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで)

受付場所 京都府教育庁指導部高校教育課

3 問い合わせ先

京都府教育庁指導部高校教育課

〒600-8533

京都市下京区中堂寺命婦町1-10 京都産業大学 むすびわざ館内

TEL 075-414-5857

FAX 075-414-5847

※ 現在、京都府庁の敷地から上記の場所に
移転しています。ご注意ください。

特別事情具申手続について

事 情	手 続
<p>1 親権者又は未成年後見人以外の者が、未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合</p> <p>(1) おじ、おば、祖父母等が保護者となる場合</p> <p>(2) 他家の養子となった子について、実親が保護者となる場合</p> <p>(3) 養子縁組届が審査中であって、養親になろうとする者が保護者となる場合</p> <p>(4) 認知の父が保護者となる場合</p> <p>(5) 離婚の際に親権者とならなかった方の父又は母が保護者となる場合</p> <p>(6) 師僧（華道等の家元を含む。）が保護者となる場合</p>	<p>◎提出書類</p> <p>○中学校入学志願者の保護者届 第1号様式（41ページ）</p> <p>○添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者となる者と志願者の続柄が確認できる資料（例えば、住民票記載事項証明書（続柄の記載があること。）等） ・返信用封筒（定形、84円切手を貼ったもの） ・親権者又は未成年後見人がある場合は、その同意書（左記1(2)の場合は不要） ・その他京都府教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 <p>◎提出先</p> <p style="padding-left: 20px;">京都府教育委員会教育長</p>

注1 親が単身赴任している場合で、本人と府内で同居しているもう一方の親（親権者）を保護者として出願するときは、手続は必要ない。

2 父母が離婚し、保護者（親権者）が、復氏により本人と姓が異なる場合は、43ページの副申書を用いて、親権のあることを申し立てる書類を作成し、入学願書等提出時に添付することをもって足り、手続は必要ない。

3 未成年後見人に準じる者の範囲は、志願者の在学期間中監護及び教育を行うについて正当な理由がある者に限られる。

〔関係規定等〕

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則第3条

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程第1条

選抜要項7（1）ア

事 情	手 続
<p>2 転居等により、住所の届出を要する場合</p> <p>(1) 保護者の住所が入学日までに府の区域内に変更する者 ア 他の都道府県から府内へ イ 外国から府内へ</p> <p>(2) 南陽高等学校附属中学校、園部高等学校附属中学校又は福知山高等学校附属中学校を志願する者で、保護者の住所が京都市内にあり、入学日までに京都市以外の府の区域内に保護者の住所を変更するもの</p>	<p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校入学志願者の住所に関する届第2号様式（42ページ） ○添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・転居先住所又は生活の本拠を確認できる資料（例えば、家屋に係る売買契約書・賃貸契約書・家屋に係る固定資産税納入通知書及び明細書等の写し、社宅の入居証明書等であって住居表示があるもの。） ・返信用封筒（定形、84円切手を貼ったもの） ・その他京都府教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 <p>◎提出先 京都府教育委員会教育長</p>

注1 願書提出時において既に府外から府内（上記(2)の場合は、京都市又は府外から京都市を除く府の区域内）に転居しているが、**許可を受けて通学区域外の小学校に引き続き就学している場合は**、この手続は必要ないが、区域外就学に係る許可証等の写しを入学願書に添付すること。

2 保護者の住所は府内（上記(2)の場合は、京都市以外の府の区域内。以下同じ。）にあるが、**保護者の元を離れて通学区域外又は他府県に所在する私立小学校等に就学している場合は**、この手続は必要ないが、その旨を記した小学校長の副申書を入学願書に添付すること。（43ページの副申書を用いること。）

3 **親が単身赴任等で府内に住居を有し、志願者は家族の他の者とともに小学校卒業後この住居へ転居する場合**、特別事情具申手続は不要だが副申書（43ページ）を入学願書に添付すること。
なお、この場合、府内の住所が確認できる資料（具申手続に必要な上記添付書類に準じる。）を具申期間中に京都府教育委員会に持参し、あらかじめ住所の確認を得ておくこと。

4 転居先住所又は生活の本拠を確認できる資料において、**家屋の所有者・契約者等が保護者と異なる場合**（例えば、保護者の実家に転居する場合で保護者の父母等が家屋の所有者であるとき）は、原則として、所有者・契約者等の同意書（44ページ）が必要であること。

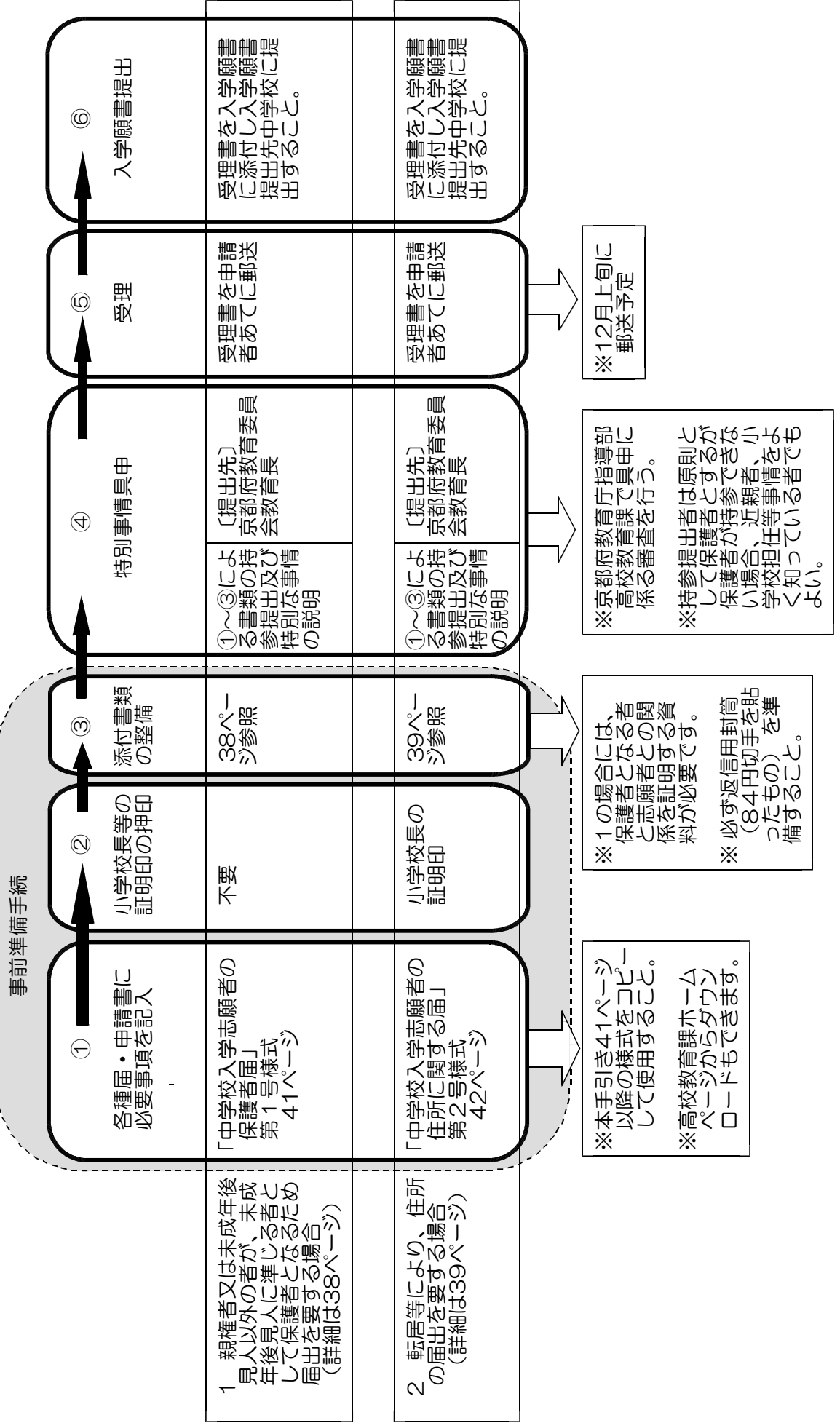
5 **保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる場合は**、この手続きは必要ないが、区域外就学に係る許可証の写し又は小学校長の副申書（43ページ）を入学願書に添付すること。

〔関係規定等〕

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程第2条
選抜要項7（1）イ

特別事情員申の手続きについて

◎ 期間は令和元年11月22日(金)～11月29日(金)(日曜日、土曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで)
受付場所 京都府教育庁指導部高校教育課



年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

保護者となる者の氏名 _____ ⑩

就学希望者の氏名 _____

在学（出身）小学校名 _____

注 「保護者となる者の氏名」欄について、保護者となる者が自署の場合は
押印不要です。

その他の場合については、保護者印を押印してください。

中学校入学志願者の保護者届

私は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和 59 年京都府教育委員会規則第 14 号）第3条の規定により、保護者（就学希望者の未成年後見人に準ずる者）となるので届け出ます。

記

1 就学希望者の住所

2 保護者となる者の住所

3 連絡先

電話 _____ () _____

4 就学希望者との関係及び届出の理由

5 志望中学校 京都府立 _____ 中学校

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

保護者氏名 _____ (印)

志願者氏名 _____

志願者と保護者との関係 _____

在学(出身)小学校名 _____

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

中学校入学志願者の住所に関する届

私は、京都府立中学校に入学を志願するに当たっては、住所を下記のとおりとしますので届け出ます。

記

1 届出の理由

- (1) 転居 (府内の転居、 他の都道府県から府内への転居、 外国から府内への転居)
- (2) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる。

説明 (詳しく記入してください。)

2 届け出る住所 (1の(1)の場合は転居先住所、1の(2)の場合は生活の本拠の所在地)

保護者：

志願者：

3 現住所等 (1の(1)の場合は転居前住所、1の(2)の場合は住民基本台帳に記載された住所)

保護者： _____ 電話 ()

志願者：

4 志望中学校 京都府立 _____ 中学校

証 明 書

上記の事情に相違ないことを証明します。

年 月 日

在学(出身)小学校長氏名 _____ (印)

在学(出身)小学校所在地 _____

電話 () _____

副 申 書

就学希望者の氏名

在学（出身）小学校名

具体的な事情等を記入してください。

京都府内の保護者住所及び氏名

氏名

上記のとおり副申します。

年 月 日

在学（出身）小学校担任氏名

在学（出身）小学校長氏名

印

上記のとおり確認します。

年 月 日

京都府教育庁指導部高校教育課長

印

注1 保護者のみが単身赴任等により京都府内に住居を有し、小学校卒業後志願者がこの住居へ転居する場合はこの副申書を使用してください。この場合、特別事情具申の期間中に京都府教育委員会まで府内の住所を確認できる資料を併せて持参提出し、確認を受けてください。

なお、小学校の副申欄の記入は不要です。

2 保護者の住所は府内にあるが、保護者の元を離れて通学区域外又は他府県に所在する私立学校等に就学している場合は、この副申書を使用してください。この場合、京都府教育委員会の確認は不要です。

3 親権はあるが、志願者と保護者の姓が異なる場合は、この副申書を使用してください。この場合には、小学校の副申及び京都府教育委員会の確認は不要です。出願時に願書に添付してください。

同意書

下記の者が、私の所有（又は契約）する住居に居住することに同意します。

年 月 日

所有者（又は契約者）住所

所有者（又は契約者）氏名

⑩

記

1 住居の所在地

2 居住開始年月日

年 月 日

3 居住する者の氏名

氏 名	所有者（又は契約者）との関係

受 理 書

在学（出身）小学校名 _____

本人氏名 _____

上記の者の令和2年度京都府立中学校入学志願に当たって、中学校入学志願者の（保護者届・住所に関する届）を受理しました。

年 月 日

京都府教育委員会教育長

記

受 理 番 号			
願 書 提 出 先 名 中 学 校	京 都 府 立	高 等 学 校 附 属 中 学 校	
本 人 の	新（転居後）住所		
	現 住 所		
保 護 者 の	新（転居後）住所		
	現 住 所		
保 護 者 氏 名		本 人 と 保 護 者 と の 関 係	
特 別 の 事 情			

注1 事実と相違ある場合は、「京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」第6条により入学を取り消します。

2 入学願書に添えて本書を出願先中学校長に提出してください。

京都府立の中学校及び高等学校の 通学区域に関する規則（抜粋）

○ 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（抄）

昭和59年11月23日
京都府教育委員会規則第14号

〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則〕をここに公布する。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

（平12教委規則5・平15教委規則4・改称）

京都府公立高等学校通学区域に関する規則（昭和29年京都府教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、京都府立の中学校（以下「中学校」という。）及び高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 高等学校の全日制の課程（単位制による課程を除く。）の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 高等学校の単位制による全日制の課程の通学区域は、別表第2のとおりとする。

3 教育上特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず、通学区域の調整を行うことがある。

4 中学校、別表第1又は別表第2に定めのないもの並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の通学区域は、府の全区域とする。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる中学校及び高等学校の学科（京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。）第2条の2に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して施すものに限る。）の通学区域は、京都市を除く府の全区域とする。

(1) 京都府立南陽高等学校附属中学校及び京都府立南陽高等学校サイエンスリサーチ科

(2) 京都府立園部高等学校附属中学校及び京都府立園部高等学校普通科

(3) 京都府立福知山高等学校附属中学校及び京都府立福知山高等学校文理科学科

（就学できる中学校及び高等学校）

第3条 就学できる中学校及び高等学校は、就学希望者の保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める者をいう。以下同じ。）の住所（就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。）の存する通学区域の中学校及び高等学校とする。

（就学できる中学校及び高等学校の特例）

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の通学区域以外の通学区域の中学校及び高等学校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

（府の区域以外の地域からの就学）

第5条 保護者の住所が府の区域以外の地域に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、中学校及び高等学校に就学することができる。ただし、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への就学希望者の取扱いについては、教育長が定める。

（入学の許可の取消し）

第6条 この規則に反して中学校及び高等学校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

【以下省略】

京都府立の中学校及び高等学校の
通学区域に関する規則施行規程
(抜粋)

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

京都府公立高等学校通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第7条の規定に基づき、「京都府公立高等学校通学区域に関する規則施行規程」を次のとおり定める。

京都府立高等学校通学区域に関する規則施行規程

京都府立高等学校通学区域に関する規則施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見人に準ずる者）

第1条 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第3条に規定する未成年後見人に準ずる者は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

2 京都府立の中学校（以下「中学校」という。）又は高等学校（以下「高等学校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準ずる者は、中学校にあつては中学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式）を、高等学校にあつては高等学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式の2）を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（転居予定者等の手続）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者が入学しようとする場合は、中学校にあつては中学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式）を、高等学校の全日制の課程にあつては高等学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式の2）を教育長に提出しなければならない。

- (1) 保護者（入学志願者が成年の場合には、本人。以下この条において同じ。）の住所が入学日までに府の区域内に変更する者
- (2) 保護者の住所が入学日までに府の区域内において変更する者で教育長が別に定めるもの
- (3) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者

（通学区域外就学の手続）

第3条 規則第4条第1項に規定する通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者の許可の申請は、中学校にあつては通学区域外の中学校就学許可申請書（別記第3号様式）に、高等学校の全日制の課程にあつては通学区域外の高等学校就学許可申請書（別記第3号様式の2）によるものとする。この場合において、次の各号の一に該当する者にあつては、就学しようとする中学校又は高等学校の校長に提出するものとする。

- (1) 通学が著しく困難な者
- (2) 生徒の保護者（生徒が成年の場合には、本人）の住所の変更又は高等学校における生徒の転科（転類を含む。）により、就学できる中学校又は高等学校が変更することとなった場合において、引き続き現に在学する中学校又は高等学校に就学しようとする者

（府外居住者入学志願の手続）

第4条 規則第5条の規定により中学校又は高等学校の全日制の課程に就学しようとする者の許可の申請は、中学校にあつては府外居住者の中学校就学許可申請書（別記第4号様式）に、高等学校の全日制の課程にあつては府外居住者の高等学校就学許可申請書（別記第4号様式の2）によるものとする。ただし、教育長が別に定めるところにより許可した場合はこの限りではない。

（高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の取扱い）

第5条 保護者（就学希望者が成年の場合には、本人）の住所が府の区域以外に存する就学希望者が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に就学しようとする場合は、府外居住者の就学理由書（別記第5号様式）を就学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就学希望者の住所又は勤務先が府の区域内にある場合
- (2) 就学希望者の住所又は勤務先を就学を始める日までに府の区域内に変更する場合

別記

第1号様式（第1条関係）

京都府教育委員会教育長 様 保護者となる者の氏名 _____ ㊟ 就学希望者の氏名 _____ 在学(出身)小学校名 _____ 中学校入学志願者の保護者届 私は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第3条の規定により、保護者（就学希望者の未成年後見人に準ずる者）となるので届け出ます。 記 1 就学希望者の住所 2 保護者となる者の住所 3 連絡先 _____ 電話（ ） _____ 4 就学希望者との関係及び届出の理由 5 志望中学校 京都府立 _____ 中学校	年 月 日
--	-------

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 在学（出身）小学校の校長の副申書
- 2 保護者となる者と就学希望者との関係を証明する資料
- 3 親権者又は未成年後見人がある場合は、その同意書

第1号様式の2（第1条関係）（略）

第2号様式（第2条関係）

京都府教育委員会教育長 様 保護者氏名 _____ ㊟ 志願者氏名 _____ 志願者と保護者との関係 _____ 在学(出身)小学校名 _____ 中学校入学志願者の住所に関する届 私は、京都府立中学校に入学を志願するに当たっては、住所を下記のとおりとしますので届け出ます。 記 1 届出の理由 (1) <input type="checkbox"/> 転居（ <input type="checkbox"/> 府内の転居、 <input type="checkbox"/> 他の都道府県から府内への転居、 <input type="checkbox"/> 外国から府内への転居） (2) <input type="checkbox"/> 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる。 説明（詳しく記入してください。） _____ 2 届け出る住所（1の(1)の場合は転居先住所、1の(2)の場合は生活の本拠の所在地） 保護者：----- 志願者：----- 3 現住所等（1の(1)の場合は転居前住所、1の(2)の場合は住民基本台帳に記載された住所） 保護者：----- 電話（ ） ----- 志願者：----- 4 志望中学校 京都府立 _____ 中学校 証 明 書 上記の事情に相違ないことを証明します。 年 月 日 在学（出身）小学校長氏名 _____ ㊟ 在学（出身）小学校所在地 _____ 電話（ ） _____	年 月 日
--	-------

- 備考
- 1 該当する口に✓印を記入してください。
 - 2 「証明書」欄について、他の都道府県から府内への転居の場合のみ記入してください。
 - 3 転居先住所又は生活の本拠の所在地を確認できる資料を添付してください。

- 第2号様式の2（第2条関係）（略）
- 第3号様式（第3条関係）（略）
- 第3号様式の2（第3条関係）（略）

第4号様式（第4条関係）

<p>京都府教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 _____ ㊤</p> <p style="text-align: right;">就学希望者氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">就学希望者と保護者との関係 _____</p> <p style="text-align: right;">在学（出身）小学校名 _____</p> <p style="text-align: center;">府外居住者の中学校就学許可申請書</p> <p>私は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第5条の規定により、府の区域以外の地域から京都府立中学校に就学したいので、事情審査の上、許可されますよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 就学希望者の住所 _____</p> <p>2 保護者の住所及び連絡先 _____ 電話 _____（ ）</p> <p>3 許可申請の理由</p> <p>(1) <input type="checkbox"/> 通学困難 (2) <input type="checkbox"/> 保護者の単身赴任 (3) <input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>説明（詳しく記入してください。）</p> </div> <p>4 志望（引き続き就学しようとする）中学校</p> <p style="text-align: center;">京都府立 _____ 中学校</p>	
<p>証 明 書</p> <p>上記の事情に相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">在学（出身）小学校長氏名 _____ ㊤</p> <p style="text-align: right;">在学（出身）小学校所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">電話 _____（ ）</p>	

- 備考
- 1 就学希望者がすでに中学校に在学している場合は、出身小学校長の証明書は不要です。
 - 2 該当する□に✓印を記入してください。
 - 3 通学困難又は保護者の単身赴任等の事情を証明又は具体的に説明する資料を添付してください。

- 第4号様式の2（第4条関係）（略）
- 第5号様式（第5条関係）（略）

(参考)

令和2年度
京都府立洛北高等学校附属中学校
入学者選抜実施要領

令和2年度
京都府立南陽高等学校附属中学校
入学者選抜実施要領

令和2年度
京都府立園部高等学校附属中学校
入学者選抜実施要領

令和2年度
京都府立福知山高等学校附属中学校
入学者選抜実施要領

令和2年度京都府立洛北高等学校附属中学校入学者選抜実施要領

令和2年度における京都府立洛北高等学校附属中学校（以下「本校」という。）の入学者の選抜は、令和2年度京都府立中学校入学者選抜要項（以下「選抜要項」という。）に定めるところによるほか、選抜要項5（7）の規定により、この実施要領の定めるところにより行うものとする。

1 合格者の決定方法

報告書（各教科の学習の記録「評定」に限る。）、面接の結果及び適性をみる検査の各検査結果のいずれにおいても適性のある者について、「評定」を除く報告書の内容を選抜のための資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

2 面接及び適性をみる検査

(1) 実施日時

令和2年1月18日（土）

集 合	8 : 5 0
出欠確認・一般注意	9 : 0 0 ~ 9 : 1 5
適性をみる検査Ⅰ	9 : 2 0 ~ 1 0 : 1 0
適性をみる検査Ⅱ	1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5
適性をみる検査Ⅲ	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
面 接	1 3 : 3 0 ~

(2) 会場 本校

(3) 内容

- ア 適性をみる検査Ⅰ 読解力、理解力、表現力等をみる。
- イ 適性をみる検査Ⅱ 資料の分析力、科学的・論理的思考力、判断力、表現力等をみる。
- ウ 適性をみる検査Ⅲ 合理的・論理的思考力、処理する力、判断力、表現力等をみる。
- エ 面接 意欲、聞く力・話す力などのコミュニケーション能力等をみる。

(4) 適性をみる検査の配点

適性をみる検査Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの配点は、各100点とする。

3 その他

選抜要項及びこの実施要領に記載のない事項については、別途指示する。

令和2年度京都府立南陽高等学校附属中学校入学者選抜実施要領

令和2年度における京都府立南陽高等学校附属中学校（以下「本校」という。）の入学者の選抜は、令和2年度京都府立中学校入学者選抜要項（以下「選抜要項」という。）に定めるところによるほか、選抜要項5（7）の規定により、この実施要領の定めるところにより行うものとする。

1 合格者の決定方法

報告書の「各教科の学習の記録（評定）」、面接の結果及び適性をみる検査の各検査結果のいずれにおいても適性のある者について、報告書の「各教科の学習の記録（評定）」以外の内容を選抜のための資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

2 面接及び適性をみる検査

(1) 実施日時 令和2年1月18日（土）

集 合・出欠確認	8 : 5 0
受検上の注意	8 : 5 5 ~ 9 : 1 0
適性をみる検査Ⅰ	9 : 2 0 ~ 1 0 : 1 0
適性をみる検査Ⅱ	1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5
適性をみる検査Ⅲ	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
面 接	1 3 : 3 0 ~

(2) 会 場 本校

(3) 内 容

ア 適性をみる検査Ⅰ

読解力、理解力、表現力等をみる。

イ 適性をみる検査Ⅱ

資料の分析力、科学的・論理的思考力、判断力、表現力等をみる。

ウ 適性をみる検査Ⅲ

合理的・論理的思考力、処理する力、判断力、表現力等をみる。

エ 面 接

本校で学ぼうとする意欲、個性、適性及び聞く力・話す力・表現力などのコミュニケーション能力等をみる。

(4) 適性をみる検査の配点

適性をみる検査Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの配点は、各100点とする。

3 その他

選抜要項及びこの実施要領に記載のない事項については、別途指示する。

令和2年度京都府立園部高等学校附属中学校入学者選抜実施要領

令和2年度における京都府立園部高等学校附属中学校（以下「本校」という。）の入学者の選抜は、令和2年度京都府立中学校入学者選抜要項（以下「選抜要項」という。）に定めるところによるほか、選抜要項5(7)の規定により、この実施要領の定めるところにより行うものとする。

1 合格者の決定方法

報告書の「各教科の学習の記録（評定）」、面接の結果及び適性をみる検査の各検査結果において、いずれにも適性のある者について、報告書の「各教科の学習の記録（評定）」以外の記載内容を含め、総合的に判断し合格者を決定する。

2 面接及び適性をみる検査

(1) 実施日時

令和2年1月18日（土）

集 合・出欠確認	8 : 5 0
受検上の注意	8 : 5 5 ~ 9 : 1 0
適性をみる検査Ⅰ	9 : 2 0 ~ 1 0 : 1 0
適性をみる検査Ⅱ	1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5
適性をみる検査Ⅲ	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
面 接	1 3 : 3 0 ~

(2) 会 場 本校

(3) 内 容

ア 適性をみる検査Ⅰ

読解力、理解力、表現力等を見る。

イ 適性をみる検査Ⅱ

資料の分析力、科学的・論理的思考力、判断力、表現力等を見る。

ウ 適性をみる検査Ⅲ

合理的・論理的思考力、処理する力、判断力、表現力等を見る。

エ 面接

本校で学ぼうとする意欲、個性、適性及び聞く力・話す力・表現力などのコミュニケーション能力等を見る。

(4) 適性をみる検査の配点

適性をみる検査Ⅰ、Ⅱ及びⅢ 各100点とする。

3 その他

選抜要項及びこの実施要領に記載のない事項については、別途指示する。

令和2年度京都府立福知山高等学校附属中学校入学者選抜実施要領

令和2年度における京都府立福知山高等学校附属中学校（以下「本校」という。）の入学者の選抜は、令和2年度京都府立中学校入学者選抜要項（以下「選抜要項」という。）に定めるところによるほか、選抜要項5(7)の規定により、この実施要領に定めるところにより行うものとする。

1 合格者の決定方法

報告書（各教科の学習の記録「評定」に限る。）、面接の結果及び適性をみる検査の各検査結果において、いずれにおいても適性のある者について、「評定」を除く報告書の内容を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

2 面接及び適性をみる検査

(1) 実施日時

令和2年1月18日（土）

集 合	8 : 4 0
出欠確認・一般注意	8 : 5 5 ~ 9 : 1 0
適性をみる検査Ⅰ	9 : 2 0 ~ 1 0 : 1 0
適性をみる検査Ⅱ	1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5
適性をみる検査Ⅲ	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
面 接	1 3 : 3 0 ~

(2) 会場 本校

(3) 内容

ア 適性をみる検査Ⅰ

読解力、理解力、表現力等をみる。

イ 適性をみる検査Ⅱ

資料の分析力、科学的・論理的思考力、判断力、表現力等をみる。

ウ 適性をみる検査Ⅲ

合理的・論理的思考力、処理する力、判断力、表現力等をみる。

エ 面接

本校で学ぼうとする意欲、個性、適性及び聞く力・話す力・表現力などのコミュニケーション能力等をみる。

(4) 適性をみる検査の配点

適性をみる検査Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの配点は、各100点とする。

3 その他

選抜要項及びこの実施要領に記載のない事項については、別途指示する。

提出用書類

入学願書・付票・受検票	(様式アの1)
写真票	(様式アの2)
報告書	(様式イ)

※ 綴^とじてある書類を切り取り使用してください。

※ 入学願書等送付用宛名も綴じてありますので、志願先中学校用の宛名を切り取り、封筒に貼ってください。

